

福島県の中高一貫教育

県教育委員会では、本県における中高一貫教育導入に関する「中高一貫教育実施計画」を平成15年3月に公表しました。

以下に、「中高一貫教育」の特色と本県の「中高一貫教育実施計画」の概要を示します。

「中高一貫教育」の特色

1 中高一貫教育とは

中学校教育と高等学校教育を高校入学者選抜を行わずに、または簡便な選抜方法によって接続する制度で、以下のような効果等が期待されています。

- (1) ゆとりある6年間の計画的・継続的な学習により一層の個性伸長が可能となります。
- (2) 幅広い年齢集団の中での様々な活動により、豊かな人間性や社会性を大きく育てていくことができます。

2 中高一貫教育の実施形態

中高一貫教育校には次の3種類があります。

- (1) 中等教育学校
一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行うものです。
- (2) 併設型の中学校・高等学校
中等教育学校よりも緩やかな設置形態であり、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するものです。
- (3) 連携型の中学校・高等学校
既存の市町村立の中学校と都道府県立の高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施するものです。連携型の中学校から高等学校への入学者選抜は、学力検査等によらない簡便な方法で行うことができるとされています。

「中高一貫教育実施計画」の概要

(1) 中高一貫教育導入の基本的な考え方

- (1) 「第5次福島県長期総合教育計画」における教育の目標、教育改革の方向性を踏まえる。
- (2) 県立高等学校改革計画等との整合性を図る。
- (3) 実施形態の選定にあたっては一つの形態に固執することなく柔軟に対応する。
- (4) 浜通り、中通り、会津の三つの地域、七つの生活圏など県全体のバランスに配慮する。

(2) 配置計画

平成22年度までを前期、平成23年度以降を後期として計画的に配置します。

(1) 前期（～平成22年度）

併設型と連携型による中高一貫教育校を次のように配置します。

併設型1校	会津若松市
連携型3校	東白川郡塙町 南会津郡田島町 相馬市

(2) 後期（平成23年度～）

前期の成果、実施状況、社会状況の変化、七つの生活圏等に配慮し、別途検討します。